

見守り 新鮮情報

広告を見てスポーツ施設の**無料体験**に行ったところ、いきなり**契約書への記入**を求められ「1万5千円の入会金を特別に5千円に**割引**」ので、一緒に3カ月分の**会費を前払**

いするように」と言われた。夫の介護もあり、続けられるか不安だったが、**契約書を記入しなければ体験もできない**ような**雰囲気**に負け、記入してしまった。帰宅してから確認すると、「**脱会**する場合は**違約金**がかかる」とあり**不安**だ。(70歳代 女性)



「無料体験」のはずが… スポーツ施設会員に申し込むことに

ひとこと助言



見守るくん

その場で
契約しないで

- 広告などに「無料」と書いてあっても、何が無料なのかははっきりしない場合があります。申し込む際は、「無料」となる内容や範囲、有料の契約を結ぶ前提があるのかを確認しましょう。
- 「特別割引」など特典を強調して契約を迫られても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。契約する気持ちがなければ、きっぱり断ることも大切です。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。